

**新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた当局への申請・届出等における
緊急対応の取扱いについて（再周知）**

令和 3 年 6 月 1 日に当庁より発出した「[新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた当局への申請・届出等における緊急対応の取扱いについて（周知）](#)」に基づき、当局においては、金融庁電子申請・届出システム（以下「新システム」という。）の利用に必要なgBizIDの取得が、新システムの運用開始時期（令和 3 年 6 月 30 日）に間に合わない等の事情により、新システムをご利用いただけない場合も想定されることから、新システムへの移行に際しての経過措置として、令和 3 年度中はeメールによる申請・届出等を受付可能とする措置を講じてきました。

今般、当該経過措置の終了期日が迫ってきていることを踏まえ、緊急対応としてのeメールによる申請・届出等の受付終了と新システムの利用に必要なgBizIDの取得等について、改めて周知いたします。

つきましては、貴協会におかれましては、下記の事項について、貴協会会員の皆様への周知徹底方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた当局への申請・届出等における緊急対応の取扱いについて（周知）」に基づき、新システムの運用開始後も経過措置として認めていたeメールによる申請・届出等の受付については、当該経過措置終了日の令和 4 年 3 月 31 日をもって終了いたします。
2. 令和 4 年 4 月 1 日以降は、新システム、金融庁業務支援統合システム又は e-Gov を利用した申請・届出等にご協力下さい。なお、新システムの利用には、gBizID の取得が必要となっておりますので、未取得の場合は以下の URL をご参照のうえ、速やかな取得をお願いいたします。なお、gBizID は e-Gov でもご利用いただけます。

（gBizID：デジタル庁）<https://gbiz-id.go.jp/top/>

（以 上）